

豊かな自然に恵まれた景観を守り
心の和む県土を後世に引き継ぐために

秋田県の景観を守る条例に基づく

届出制度のあらまし



(仙北平野の散居風景)

秋 田 県



はじめに

- 秋田県では、豊かな自然に恵まれた景観を大切に、掛け替えのない財産として後世に引き継いで行くために、平成5年4月に『秋田県の景観を守る条例』を施行いたしました。
これにより、一定規模以上の建築物及び工作物の新築や増改築、物品の集積、土石等の採取、宅地造成などの土地の区画形質の変更を行う場合は、県に届出が必要となりました。
- 届出の必要な行為を新たにおこなう場合に、周辺の景観と調和を保つよう配慮するための具体的な目安となるものが、届出行為景観保全基準です。
この基準は、新たな行為だけでなく、既存施設に対し景観保全に配慮するよう要請をする場合の根拠にもなります。
- 県民及び事業者は、景観保全を図るための中心的な担い手です。
県民一人ひとりが景観保全の大切さを理解し、地域における自主的な活動を展開していくことが望まれます。
また、事業者は、事業活動において景観保全に配慮することが、地域社会に貢献するとともに、企業のイメージアップにもつながることを認識し、積極的に景観保全に努めて行くことが望まれます。



届出の必要な行為

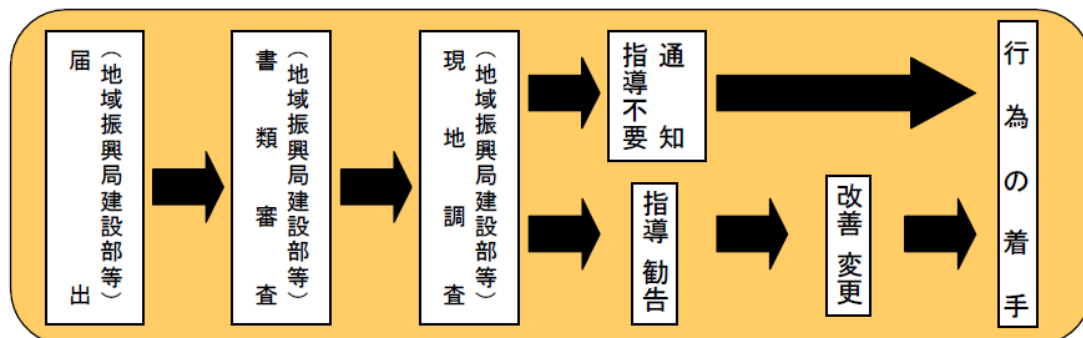
次の行為をおこなう場合は届出が必要です。

行為の種類	規模	
	沿道・沿線地域	左以外の地域
建築物の新築、増築、改築、移転、外観(色彩)の変更	高さ13m又は延べ面積1,000㎡を超えるもの (増築又は改築後においてこの規模を超えるものを含む。ただし、100㎡以下の増改築を除く)	
工作物の新築、増築、改築、移転、外観(色彩)の変更		
さく、塀、擁壁等	高さ3mを超えるもの	
煙突、記念碑等(屋外広告物を除く)、遊戯施設、プラント類、汚水処理施設等	高さ13mを超えるもの	
電波塔等(屋外広告物を除く)、柱類(屋外広告物を除く)	高さ30mを超えるもの	
屋外における物品の集積又は貯蔵		
用途を廃止された物品		
新設	高さ1.5m又は水平投影面積500㎡を超えるもの	
既存(500㎡以下)に追加	追加後の規模：同上	
既存(500㎡を超える)に追加	追加する部分の規模：高さ0.5m 又は水平投影面積50㎡を超えるもの	
一般資材等の物品		
新設	高さ3m又は水平投影面積1,000㎡を超えるもの	
既存(1,000㎡以下)に追加	追加後の規模：同上	
既存(1,000㎡を超える)に追加	追加する部分の規模：高さ1m 又は水平投影面積100㎡を超えるもの	
土石等の採取、鉱物の掘採、土地の区画形質の変更	面積3,000㎡又は 法・擁壁の高さ3mを超えるもの	法・擁壁の高さ10m、 スキー場のゲレンデの 面積10haを超えるもの

(注) 沿道・沿線地域とは、高速自動車国道、一般国道若しくは県道又は旅客鉄道線路の境界線から200m以内の地域をいう。



届出の流れ



- ①届出が必要な場合は、**行為に着手する日の30日前までに**、所定の用紙に図面等の日字洋書類を添付のうえ、行為地を所管する地域振興局建設部用地課等へ**1部提出**してください（権限移譲により市町村へ提出する場合があります）。
- ②県では届出書を受理してから30日以内に、書類審査、現地調査等を行い、景観保全上必要と認める場合は改善・変更等を指導します。

届出を要しない行為

次の行為は届出は必要ありません。

- ・非常災害のための応急措置
- ・建築物で、100㎡以下の増改築（高さの増加を除く。）
- ・建築物等の改築で、外観の変更を伴わないもの
- ・建築物等で、100㎡以下の外観の変更（色彩に係るものに限る。）
- ・文化財保護法及び秋田県文化財保護条例の適用を受ける建築物等の増改築等
- ・設置されている期間が3月を超えない建築物等の新增改築等及び物品の集積・貯蔵
- ・農林漁業用の土地の区画形質の変更（宅地の造成を除く。）
- ・地盤面下又は水面下における行為

届出を要しない団体

次の団体は届出は必要ありません。

国 県 市町村 空港周辺整備機構 国際協力機構 福祉医療機構 都市再生機構 科学技術振興機構 中小企業基盤整備機構
日本下水道事業団 日本スポーツ振興センター 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 日本放送協会 水資源機構 労働者健康福祉機構
国立病院機構 土地開発公社

届出を要しない事業

次の事業は届出は必要ありません。

- ・都市計画法による都市計画事業及び土地区画整理法による土地区画整理事業

届出を要しない区域

次の区域での行為は届出は必要ありません。

- ・国・県史跡名勝天然記念物指定・仮指定区域
- ・都市公園
- ・国・県立自然公園
- ・国・県自然環境保全地域、緑地環境保全地域
- ・景観地区、風致地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区、伝統的建造物群保存地区
- ・地区計画の区域（地区整備計画が定められている区域に限る。）
- ・集落地区計画の区域（集落地区整備計画が定められている区域に限る。）
- ・用途地域（ただし、土石等の採取及び鉱物の掘採、住居系地域での物品集積又は貯蔵を除く。）

●問い合わせ先および行為の届出先

各地域振興局建設部用地課および権限移譲を受けた市町村（下記のとおり）（令和5年4月1日現在）

名 称	電 話 番 号	住 所	届出行為所在市町村
北秋田地域振興局建設部用地課	0186-62-3113	〒018-3393 北秋田市鷹巣字東中岱 76-1	大館市
山本地域振興局建設部用地課	0185-52-6102	〒016-0815 能代市御指南町 1-10	能代市
由利地域振興局建設部用地課	0184-22-5437	〒015-8515 由利本荘市水林 366	由利本荘市
上小阿仁村建設課	0186-77-2224	〒018-4494 北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原 118	上小阿仁村
藤里町生活環境課	0185-79-2115	〒018-3201 山本郡藤里町藤琴字藤琴 8	藤里町
八峰町企画財政課	0185-76-4603	〒018-2502 山本郡八峰町峰浜目名湯字目長田 118	八峰町
三種町建設課	0185-85-4821	〒018-2401 山本郡三種町鶴川字岩谷子 8	三種町
男鹿市建設課	0185-24-9146	〒010-0595 男鹿市船川港船川字泉台 66-1	男鹿市
井川町総務課	018-874-4411	〒018-1596 南秋田郡井川町北川尻字海老沢樋ノ口 78-1	井川町
五城目町まちづくり課	018-852-5342	〒018-1792 南秋田郡五城目町西磯ノ目 1 丁目 1-1	五城目町
八郎潟町建設課	018-875-5809	〒018-1692 南秋田郡八郎潟町字大道 80	八郎潟町
潟上市都市建設課	018-853-5337	〒010-0201 潟上市天王字棒沼台 226-1	潟上市
大仙市都市管理課	0187-66-4908	〒014-0063 大仙市大曲日の出町 2 丁目 8-4	大仙市
美郷町建設課	0187-84-4910	〒019-1541 仙北郡美郷町土崎字上野乙 170-10	美郷町
湯沢市都市計画課	0183-73-2156	〒012-8501 湯沢市佐竹町 1-1	湯沢市
羽後町企画商工課	0183-62-2111	〒012-1131 雄勝郡羽後町西馬音内字中野 177	羽後町
東成瀬村建設課	0182-47-3408	〒019-0801 雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下 30-1	東成瀬村

※秋田市、横手市、大湯村、小坂町、仙北市、北秋田市、にかほ市、鹿角市は独自の景観条例に基づく届出制度を行っています。

届出書の記載例

届出書用紙は各地域振興局建設部用地課等にあります。

様式 秋田県の景観を守る条例第8条行為(変更)届出書(施行規則第3条、第5条関係)

秋田県知事		あて	平成 22 年 4 月 1 日			
受理機関名		秋田地域振興局建設部				
受理番号		平成 22 年 4 月 1 日 第 1 号				
届出者 住所 〒010-0011 秋田市山王四丁目 10-10 氏名 秋田建設㈱ 代表取締役 秋田 太郎 電話(018)860-0000 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 該当する□に○印をつける						
秋田県の景観を守る条例第8条第1項(第8条第3項)の規定により、次のとおり届け出ます。						
行為の場所	秋田市 町大字山王 番地 沿道・沿線地域内 郡 村 四丁目 1番 1号 沿道・沿線地域外					
行為の期間	着手予定日	22 年 5 月 1 日	完了予定日	22 年 12 月 1 日		
行為の種類	☐ 建築物	用途(工場) 該当するものを囲むこと。				
	☐ 工作物	種類・用途(電波塔) 新築・改築・移転・外観の変更				
	☐ 屋外における物品の集積又は貯蔵	☐ 土石等の採取又は鉱物の掘採	☐ 土地の区画形質の変更			
設計又は施工方法	建築物	区 分	届出部分	既存部分	合 計	
		延 べ 面 積	5,000 m ²	m ²	5,000 m ²	
		最 高 の 高 さ	15m	m	15m	
		仕上り材料	屋根 垂鉛メツキ	表面仕上の材料名を記入すること。		
		外壁 小口タイル	と。			
		色 彩	屋根 焦げ茶	色調を詳しく記入すること。		
		外壁 クリーム色				
		色 彩 変 更 面 積	m ²	m ²		
		構 造	鉄筋コンクリート造			
		敷 地 面 積	10,000 m ²			
遮へい及び敷地の緑地化措置		敷地の周囲は生け垣による遮へいをし、敷地内は高木、低木による緑化を行う				
設計又は施工方法	工作物	種 類	電波塔			
		構 造	鉄骨			
		区 分	届出部分	既存部分	合 計	
		高 さ	35m	m	35m	
		築 造 面 積	m ²	m ²	m ²	
		色 彩 (面 積)	銀色 m ²	色 m ²		
		種 類				
		構 造				
		区 分	届出部分	既存部分	合 計	
		高 さ	m	m	m	
築 造 面 積	m ²	m ²	m ²			
色 彩 (面 積)	色 m ²	色 m ²				
敷 地 面 積	10 m ²					
遮へい及び敷地の緑地化措置		フェンスによる遮へいとフェンスの周囲は低木による緑化を行う				
設計又は施工方法	屋外における物品の集積又は貯蔵	種 類	敷地面積	高 さ	水平投影面積	
		一 般 資 材	3,000 m ²	4m	1,500 m ²	
		方法、遮へい措置	フェンスによる遮へいとフェンスの周囲は低木による緑化を行う			
		種 類	面 積	法面又は擁壁の高さ		
		岩 石 採 取	10,000 m ²	30m		
		方法、遮へい及び事後措置	秋田杉の植栽及び種子の吹き付け			
		目 的	面 積	法面又は擁壁の高さ		
		宅 地 造 成	10,000 m ²	1m		
		形状、緑化および擁壁の外観措置	法面の芝張り、自然石の擁壁			
		設計予定者	住 所 (所 在 地)	秋田市山王四丁目 10-20	電 話	(018) 860-0011
氏名(名称及び担当者の氏名)	秋田設計 秋田次郎		電 話	(018) 860-0011		
住 所 (所 在 地)	秋田市山王四丁目 10-10		電 話	(018) 860-0000		
氏名(名称及び担当者の氏名)	秋田建設㈱ 秋田太郎		電 話	(018) 860-0000		
工事施工予定者						
その他参考事項	都市計画法、森林法、砕石法の許可申請中					
	他の法令により行政庁の許認可等を要する場合にはその旨を記入すること。					

届出書添付書類

行為の種類	図 書		
	種 類	明 示 す べ き 事 項	備 考
建築物又は工作物の新築、増築、改築、移転、外観(色彩)の変更	附近見取図(縮尺 1/5,000 以上)	・方位 ・道路又は鉄道線路 ・目標となる地物 ・行為の位置	
	配 置 図(縮尺 1/ 200 以上)	・方位 ・敷地の境界線 ・敷地の形状及び寸法 ・隣接する道路の位置及び幅員 ・敷地内の予定建築物等及び既存建築物等の位置及び規模 ・保存樹木、植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 ・張り芝等の位置及び面積 ・外構施設の位置、材料及び面積	現況写真の撮影位置及び方向を示すこと
	立 面 図(縮尺 1/ 200 以上)	・各面の方位及び寸法 ・開口部の位置 ・屋根及び外壁の仕上り材料及び色彩 ・附属設備	色見本を添付し、色相、明度、彩度、を明示すること(例)7.5Y9/2
	現況写真		国・県道等から行為地を撮影したカラー写真とすること
屋外における物品の集積・貯蔵	附近見取図(縮尺 1/5,000 以上)	・方位 ・道路又は鉄道線路 ・目標となる地物 ・行為の位置	
	配 置 図(縮尺 1/ 200 以上)	・方位 ・敷地の境界線 ・敷地の形状及び寸法 ・隣接する道路の位置及び幅員 ・附近の土地利用状況 ・物品の集積又は貯蔵の位置、面積及び高さ ・保存樹木、植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 ・遮へい物の位置、種類、構造及び規模	現況写真の撮影位置及び方向を示すこと
	現況写真		国・県道等から行為地を撮影したカラー写真とすること
土石等の採取、鉱物の掘採、土地の区画形質の変更	附近見取図(縮尺 1/5,000 以上)	・方位 ・道路又は鉄道線路 ・目標となる地物 ・行為の位置	
	現 況 図(縮尺 1/2,500 以上)	・方位 ・隣接する道路の位置及び幅員 ・行為地及び周辺の土地利用状況、地形及び標高	現況写真の撮影位置及び方向を示すこと
	計画図 (縮尺 1/1,000 以上の平面図。ただし、 構造物については、縮尺 1/100 以上の 構造物図)	・方位 ・採取工程 ・行為後の法面、擁壁その他の構造物の位置、種類及び規模 ・土石等の採取又は鉱物の掘採にあっては、行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規模 ・行為後の緑化計画(保存樹木、植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数)	
	縦横断面図(縮尺 1/1,000 以上)		行為の前後における土地の縦断面図及び横断面図
	現況写真		国・県道等から行為地を撮影したカラー写真とすること



届出行為景観保全基準

届出行為景観保全基準の概要

「届出行為景観保全基準」には、景観保全を図るために配慮する事項として、位置、素材・材料、色彩、方法などがあります。

この解説では、右の表の7つの事項について、基準の考え方や手法について説明しています。

各行為に関係のある事項は右の表のとおりです。

事項 行為	位置	素材・材料	色彩	方法	擁壁の外観	遮へい又は敷地の緑化	事後措置
建築物	○	○	○			○	
工作物	○	○	○			○	
物品の集積又は貯蔵	○			○		○	
土石等の採取				○		○	○
土地の区画形質の変更					○	○	

届出行為景観保全基準の解説

位置

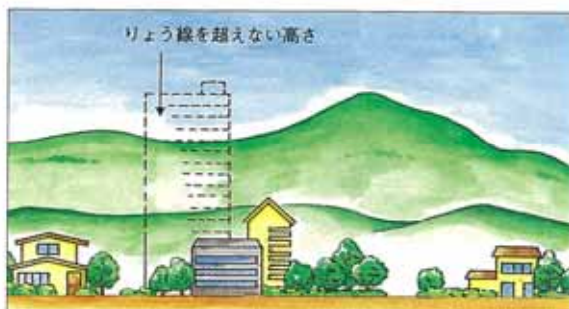
関係行為：建築物・工作物・物品の集積又は貯蔵

- 優れた景観資源や伝統的建造物等に近接する場合は、その景観保全に配慮した位置とすること。
- 山りょうの近傍にあっては、りょう線を乱さないよう、尾根より低い位置とすること。
- 道路境界線及び隣地境界線から後退した位置とし、ゆとりのある空間を確保すること。
- 主要な展望地からの眺望や優れた景観資源の眺望を妨げるような位置とすること。

- 優れた景観資源や伝統的文化的建造物等の近くに建築物を建てる場合には、古いものと新しいものが著しくバランスを欠くことのないように、優れた景観資源や伝統的建造物等から、できるだけ距離を置いたり、後方に建設するなど位置について配慮すること。



- 美しい山並みは、本県の自然景観の中心をなすものであり、建築物の新築等をする場合はりょう線(スカイライン)を乱さないよう配慮すること。



- 建築物の周囲にできるだけ多くの空間を確保し、圧迫感を和らげ、ゆったりした印象を持たせること。

また、その空間には、建築物の規模、性格に応じた大きさの樹木を植栽するために必要なスペースを確保するように配慮すること。





素材・材料 関係行為：建築物・工作物

山並み、田園、伝統的建造物等周辺景観との調和に配慮し、かつ、隣接する建築物及び工作物との相互の調和にも配慮した素材、材料を使用すること。

- 建築物の外観を構成する素材・材料は、建築物の印象に与える影響が大きいことから、周辺景観と調和し、違和感のないものにするために、周辺の建築物と同様の素材・材料を使用するように配慮すること。



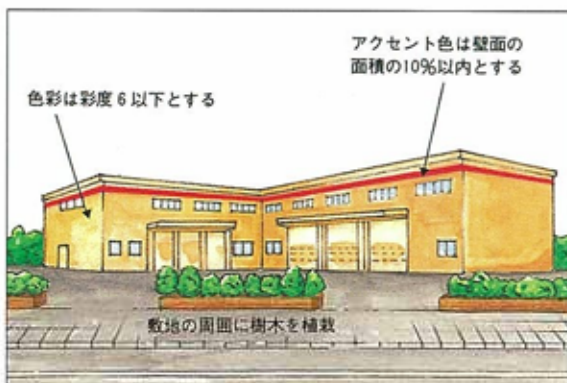
色彩 関係行為：建築物・工作物

1. けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とし、山並み、田園、伝統的建造物等周辺景観との調和に配慮すること。
2. 色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きをもたせるため、使用する色彩相互の調和を図るとともに、アクセント色の使用に際しては、使用する量に十分配慮すること。
3. 建築設備等の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和を図ったものとする。

- 建築物や工作物の色彩は、景観の善し悪しを左右する大きな要素である。

しかし、色彩は様々な性質を有しており、景観保全を図るための判断基準は人によって千差万別である。

このため、客観的な判断基準として「色彩ガイドライン」を示したので、このガイドラインを参考にしながら、周辺の景観との調和に配慮すること。



「色彩ガイドライン」の概要

- ①「けばけばしい色彩」とせず、「落ち着いた色彩」を基調とし、山並み、田園、伝統的建造物など周辺景観との調和に配慮すること。
- ②「色彩の組み合わせ」は、建築物に落ち着きをもたせるため、使用する色彩相互の調和を図り、「アクセント色」は使用する量に十分配慮すること。

項 目	配 慮 事 項
・けばけばしい色彩	・彩度は6(樹木の緑)以下とする。
・落ち着いた色彩	・明度は周辺景観に与える影響を考慮する。
・色彩の組み合わせ	・それぞれの色彩の色調(トーン)をそろえる。
・アクセント色	・彩度6を超える色を使用する場合は、屋根及び壁面の面積の10%以内とする。

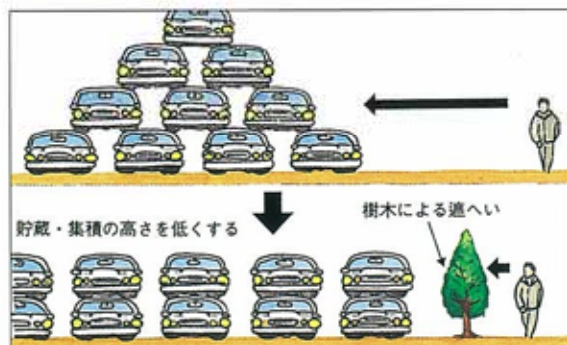
(注) 1. 法律等で安全上色彩が指定されている場合は色彩ガイドラインによらないものとする。
2. 「彩度」は色彩の濃さや鮮やかさ、「明度」は色彩の明るさを表す。



方法 関係行為：物品の集積又は貯蔵

1. 主要な展望地や道路から見えなような位置とすること。
2. 敷地の境界から後退させ、かつ、集積又は貯蔵の高さをできるだけ低いものとし、積上げに際しては整然とした集積又は貯蔵とすること。

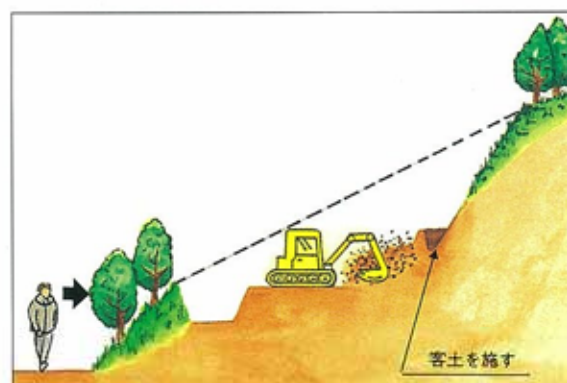
- 建築物・工作物の背面や山中等、できるだけ人目につかない場所に集積・貯蔵すること。
- 敷地の境界から後退することによって、圧迫感を緩和させること。
- 集積・貯蔵の高さを低くすることによって、沿道・沿線から目立ちにくくすること。
- 整然と集積・貯蔵することによって、見え方の印象を良くすること。



関係行為：土石等の採取又は鉱物の掘採

1. 採取又は掘採に当たっては、道路に面した裏側から採取又は掘採する等周辺の道路等から見えなような方法を工夫するとともに、周辺景観への影響を緩和するように配慮すること。
2. 行為終了後において緑化が可能な形状となるようにすること。

- この行為は、自然性の高いところで行われる場合が多いことから、採取・掘採する場合は、沿道・沿線に面した部分を残すなどして直接見えないように配慮すること。
- 行為後の跡地を周囲の景観に溶け込ませ、目立たないようにするには緑化が不可欠であり、客土、整地等により緑化可能な形状にすること。



擁壁の外観 関係行為：土地の区画形質の変更

法面又は擁壁を含めて構造物等が生ずる場合は、自然素材を活用し、これにより難しい場合は周辺景観との調和に配慮した素材を用いること。また構造物等の前面又は壁面に、修景緑化を図ること。

- 住宅地や工場用地の造成等によって生ずる法面や擁壁は、自然性の高い景観にはなじみにくいものであることから、できるだけ自然素材又は表面をこれに似せた素材を用いるなどの工夫をすることによって人工的な印象を緩和させ、周辺景観との違和感をなくすようにすること。
- また、法面や擁壁は、仕上げの状況に応じてつたや草花、低木等により修景緑化をすれば景観保全に一層有効である。





遮へい又は敷地の緑化

関係行為：建築物・工作物・土地の区画形質の変更

1. 建築物が山並み、田園等周辺景観と調和し、良好な景観の保全が図られるよう、敷地内の樹木の配置及び樹種の構成を考慮した植栽を行うこと。
2. 敷地の周囲は、中・高木や生垣により緑化すること。また、道路から後退してできる空間は、積極的に緑化措置を講ずること。
3. 植栽に当っては自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。
4. 既存の樹木等は、残すように配慮すること。

- 道路等から見た場合、建築物や工作物と緑が一体となって見えるような位置に植栽すること。
- 建築物等の高さ、規模に見合う樹高、樹冠となる樹種を考慮しながら、敷地内の修景と併せて周辺景観と調和が得られるよう総合的に判断した植栽を行うこと。
- 周辺の貴重な自然植生や果樹等への影響を考慮して樹種を選定すること。



関係行為：物品の集積又は貯蔵・土石等の採取又は鉱物の掘採

敷地の周辺は、常緑の中・高木による修景緑化や周辺の道路等からの遮へいを行うこと。

- 物品の集積又は貯蔵をする場合は、沿道・沿線から目立たないように、常時修景緑化を図る必要があり、常緑の中・高木で遮へいすること。
- 土石等の採取は、長期間継続する 경우가多いが、緑化や遮へい措置等が講じられない場合は、その期間中雑然とした景観が人目に触れることになるため、沿道・沿線に面する部分を主として樹木により遮へいすること。



事後措置

関係行為：土石等の採取又は鉱物の掘採

採取又は掘採後の法面等及び採取又は掘採に直接関係のない法面等は、周辺景観と調和するよう早期に緑化措置を講ずること。

- 採取・掘採が完了していない工区でも、採取・掘採を行わない箇所の壁面には、つたや種子吹き付け等により修景緑化をすること。
- 採取・掘採の完了部分は順次客土や緑化措置を施すこと。

